

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和8年10月23日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒062-8612 札幌市豊平区平岸6条10丁目
札幌市豊平区市民部総務企画課庶務係（電話011-822-2405）
メールアドレス toyohira-shomu@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

- ア 令和8年度豊平区まちづくりセンター構内除排雪業務（南ブロック）
イ 令和8年度豊平区まちづくりセンター構内除排雪業務（北ブロック）

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 入札は、タイヤショベル（1.4～2.0m³可変プラウ）の1時間当たりの単価で行う。その他の単価については、下表に示す比率により決定する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札単価とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。

(6) その他

契約は、下表の区分ごとの1時間当たり及び10分間当たりの単価契約とし、1時間当たりの単価は下表に示す比率より算出した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。10分間当たりの単価は、1時間当たりの単価に6分の1を乗じた金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

なお、1か月毎に集計した稼働時間に10分未満の端数が生じたときは、請求金額の計算時にこれを切り捨てるものとする。

区分	時間当たりの業務単価 （税抜額）	比率
タイヤショベル（1.4～2.0m ³ 可変プラウ）	入札額	
タイヤショベル（1.2m ³ 以下）	比率により決定	入札額×0.908
ダンプトラック（10t）	比率により決定	入札額×0.624
ダンプトラック（4t）	比率により決定	入札額×0.440
バックホウ（0.45m ³ ）	比率により決定	入札額×0.627
ハンドロータリー（7kw）	比率により決定	入札額×1.238
普通作業員	比率により決定	入札額×0.173

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、以下の分類で登録が

あること。

ア 大分類：一般サービス業

イ 中分類：除雪サービス業

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(6)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすることができる。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。

なお、入札説明書等は、札幌市豊平区ホームページからダウンロードすることができる。

- (2) 入札書の受領期限

令和8年11月4日（水）17時00分（送付による場合は必着）

- (3) 開札の日時及び場所

開札日時は上記2(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。開札場所はいずれも

豊平区役所3階D会議室（札幌市豊平区平岸6条10丁目）とする。

アの案件 令和8年11月5日（木）11時10分

イの案件 令和8年11月5日（木）11時20分

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額（単価）に業務仕様書で示す過去3年間の平均作業時間実績を乗じた額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することができる。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 最低制限価格の設定 無

- (6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。